

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

◆この案内は**草津町にお住まいの方**向けとなります

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

## 支給対象となる方

■以下の①～③のいずれかに該当する方

① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方 →

6/24  
支給済

② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)

③ 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ただし、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

## 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

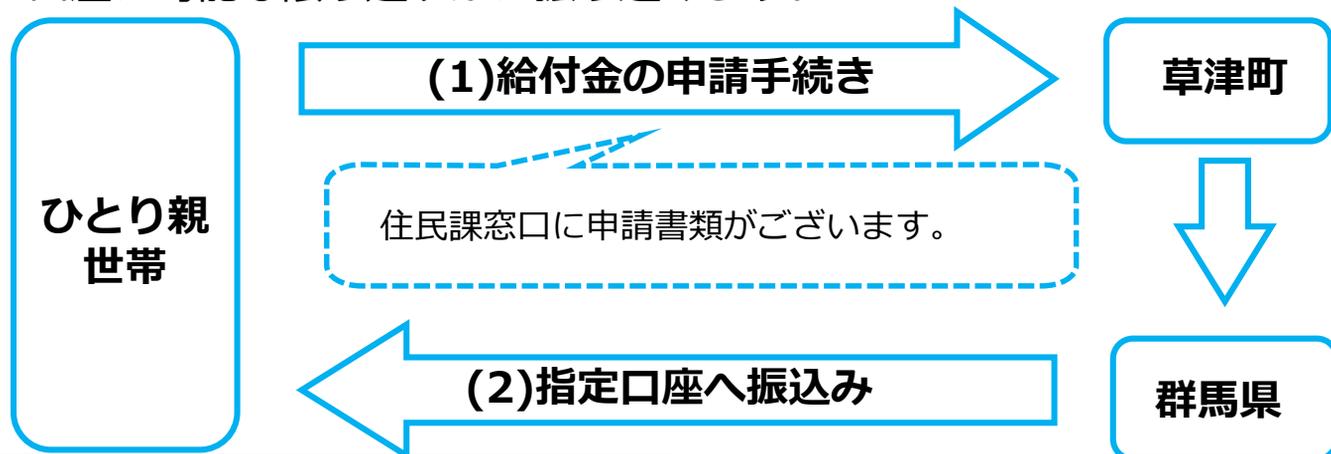
\*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■申請方法等の詳細については (受付時間: 平日8:30~17:00)  
草津町役場住民課 (0279-88-7192)

# 給付金の支給手続き

## ■表面の②又は③のいずれかに該当する方

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です【令和5年2月28日締切】
- ▶ 申請書（住民課窓口にて配布）に振込先口座などを記入して、必要書類とともに草津町の住民課窓口にご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。



## 給付金について、よくあるご質問

- Q) 公的年金を受給しているため、児童扶養手当の申請はしていません。給付金の申請をすれば、受け取れますか？
- A) 給付金の支給要件を満たす場合は、支給されます。
- Q) 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか？
- A) 申請した月に可能な限り近接した1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象です。（詳細はお問い合わせください）
- Q) 扶養義務者の収入が減少した場合でも家計急変といえますか？
- A) 消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が減少した場合でも給付金の対象になります。
- Q) 添付書類である「収入の額が分かる書類」とはどのようなものですか？
- A) ・給与収入を有する方は給与明細など  
・事業収入または不動産収入を有する方は帳簿など  
・公的年金等収入を有する方は年金額改定通知書などをご提出ください。

**重要**：チラシ表面③の対象となる方の収入等の基準については個々の家族構成等によって異なりますので、ご不明な場合はご連絡ください。